

事務事業評価シート(総括表)

事務事業	28	介護保険の適正利用の促進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	介護保険制度の安定的かつ継続的な運営を目指して、サービス内容や、介護保険給付内容の点検を強化し、事業者に対する必要な指導を行ってまいります。あわせて、サービス利用者に対する適正な利用を促してまいります。						
対象・手段	介護保険給付分析ソフトを利用し、不適正・不正な介護保険サービスの提供を行っている事業者を調査し、指導を行います。 給付適正化システムを用いて、介護保険事業者からの保険給付請求費用の点検を強化します。また介護保険利用者に対して、サービスの利用実績を通知することで、不適正なサービスがないか注意を喚起します。						
成果(事業が意図する成果)							
適切な介護保険サービスの提供及び利用を促進することで、利用者の自立支援が促されます。また、事業者のサービス内容を調査・検証することで、介護保険事業者の不正請求並びに事業者の指定取消に至る悪質な事例発生を未然に防ぐことができます。これらにより、保険給付費の抑制が期待でき、社会保険としての介護保険制度の安定かつ持続的な運営を実現します。							
事業成果指標							
指標名	定義		目標水準				
調査事業者数	介護保険給付分析ソフト等により、不適正な介護保険サービスを提供していると思われる事業者を抽出し、実地調査を行う事業者の数		(毎) 年度に	(事業者数48所) の水準達成			
			() 年度に	() の水準達成			
			() 年度に	() の水準達成			
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1	所	0.00	0.00	48.00	48.00	
	実績1	所	0.00	0.00	48.00	43.00	
	= /	%	0.00	0.00	100.00	89.58	
	目標値2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	不適正な介護保険サービス事業者実地調査 保険給付請求費用の点検 給付費通知の発送		48所 179事業所に点検内容通知送付 年2回・12,443通				
平成18年度	介護保険サービス事業者実地調査 保険給付請求費用の点検 給付費通知の発送		43所(地域密着型サービス中心) 141事業所に点検内容通知送付 年2回・12,812通				

部名称		健康部		課名称		介護保険課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	0	0	1,391	1,595	
	人件費	千円	0	0	21,434	38,480	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	0	0	22,825	40,075	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	0	0	22,825	40,075	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	16,149	40,075	
	特定財源		0	0	6,676	0	
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	70.75	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	2.00	2.00	
事業に関する検討課題							
<p>介護費用適正化対策には、事業者自身の自己点検、保険者による指導・監査といった様々な場面における取組みがあります。それぞれの場面で、より実効的かつ効果的な結果が得られる事業実施手法について常に検討する必要があります。</p>							
評価基準に基づく評価と理由 「3.2.1」の3段階評価です。	達成度	2	事業者に対する実地調査は43事業所実施しました。また介護保険利用者に対する給付費通知の発送を年2回行い、年間計画どおりに保険給付請求内容の点検も実施しました。施設サービス事業者を中心に、感染症に関する研修会を集団指導として実施しました。				
	効率性	2	事業者指導の強化に関しては、連絡・調整や最終的なまとめなど効率的に実施できたとは言いがたい部分がありました。				
	実施の成果	2	事業者に対する実地指導や保険請求内容の点検により、不適正なサービスが明らかになった場合は、保険給付費の返還を求めるとともに、運営基準に沿った適正なサービスの提供を行うよう事業者に徹底しました。				
	行政の関与	3	介護保険事業者に対する調査・指導、保険請求の点検は保険者の責務として行うべき事業です。介護保険の適正利用を進めるために区が積極的に関与していく必要があります。				
	妥当性	3	介護保険の適正利用は、単一の方法や短期間で実現するものではありません。事業者への指導や保険請求内容の点検、給付費通知による利用者への不適正なサービスに対する注意喚起などにより、適正利用を推進していくことができると考えます。				
	施策寄与度	3	介護保険の適正利用の推進は、介護保険制度の安定的かつ持続的な運営を目指すために必要不可欠な事業です。				
総合評価	事業者指導の強化については、法改正により創設された地域密着型サービス事業者を中心に実地指導を行い、着実な成果が挙げられました。						B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	18年度からの介護保険法の改正により、事業者指導に関しての保険者機能が強化され、また事業者に対する指導と監査の考え方が明確に分けられ、効率的かつ効果的に事業が遂行できる指導体制を確立しました。今後は、より介護サービスの質の向上に結びつくような、実効性のある指導の実施を目指していきます。また請求費用点検の強化については、東京都国民健康保険団体連合会が行う点検内容が拡大されたため、点検体制も含め実施方法の見直しを検討していきます。						方向性
							7 その他